

◎新たな就学支援制度について

【就学支援金制度の概要と支給対象者数について】

答弁者（教育長）…高等学校の授業料については、平成26年4月から、授業料に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、高所得世帯に対して所得制限を設けるなどの見直しが行われ、公立私立を問わず、市町村民税所得割額が30万4,200円以上の世帯では授業料の負担が生じるとともに、この基準未満の世帯では、授業料の支援として「就学支援金」が支給されることとなったところである。

また、新制度は、平成26年4月以降の入学生が対象となり、平成25年度での高等学校の在学学生は旧制度が適用されることとなっている。

支給対象となる生徒数については、公立私立の今春の入学予定者の約8割に当たる1万5千人程度を見込んであるところである。



（議会運営委員長執務室にて議長を初めとした議連のメンバーと共に）

【奨学のための給付金制度について】

答弁者（教育長）…奨学のための給付金制度は、生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に対して、教科書費、教材費、学用品費等相当額を支給するものである。

支給対象者は、市町村民税所得割額が非課税世帯の生徒とし、支給額については、高校生の人数など世帯の状況、国公立・私立の別、通信制と全日制・定時制の別に応じて、一定額とし、生徒一人当たりの年額が最小額が27,800円、最大額が138,000円となっている。

なお、支給対象となる生徒数は、国公立合わせて、約3,300人を見込んでいるところである。

◎平成32年国体について

【平成32年の国民体育大会開催に向けた取組について】

答弁者（教育長）…次期国体に向けた平成25年度の競技力向上の取組については、ジュニア選手の発掘・育成・強化を計画的に行うため、県下7地区の14スポーツクラブがそれぞれ12回のジュニアスポーツ教室を開催するとともに、41の競技団体が、それぞれ8回程度の体験教室等を開催するなどの取組を進めているところである。

体験教室等に参加した子どもたちからは、「知らなかった競技に興味を持った」「もっと上手になりたい」との感想も聞かれ、主催団体からは、高い評価をいただいております。特に競技人口が少ない競技団体からは、底辺拡大につながるなどの手応えを聞いているところである。

平成26年度は、県教委が、関係機関・団体と連携して、子どもたちの能力や競技特性を見極め、子どもの競技種目選択のアドバイスに取り組むとともに、平成25年度に指定した強化指定高校に加え、強化推進高校の指定や大学・企業等の強化クラブの指定を行い、育成・強化の拠点づくりを進めることとしている。

また、引き続き、各競技団体の指導者の中央研修会への派遣や優秀指導者の招へいによる講習会等を通じ、指導者の養成と指導力工場を測ることとしている。



（県庁内で県内のゆるキャラと共に）

◎錦江湾ネットワークについて

【地質調査の進め方について】

答弁者（知事公室長）…錦江湾横断交通ネットワークに整備に向けて、具体的な検討に入る段階では、海底地質の状況がトンネルの構造や事業費に大きく影響することから、音波探査や海上からのボーリング調査等により、海底の地質や把握を行う必要がございます。

本プロジェクトについては、事業の採算性、国の協力方針、鹿児島市をはじめとする関係自治体の理解、県民の意向、県議会での御議論等を踏まえ、総合的に判断する必要があると考えており、まずは、これまでに実施した可能性調査の結果を基に、関係機関との意見交換や情報収集を通じ、課題の整理等を行いながら、必要に応じて地質調査の実施方法についても検討を行ってまいります。

ホームページ開設しました <http://www.h-yosihira.net/> 堀之内芳平 検索

鹿児島県議会議員 堀之内よしひら

発行元：垂水市田神59の5

大隅は、ひとつ 正々堂々 第26号

堀之内よしひら県議会報告

青少年の健全育成を！ 地域の声を県政に



料金別納郵便

配達地域指定

暑中御見舞い申し上げます



局地的な豪雨が続き、例年よりも遅れた梅雨も明け、いよいよ暑さが本格化する時期、皆様に県議会に送って頂いてから年に数回という限られた回数ではありますが、この県議会報告「芳友」を、手にとっていただけますこと、まず感謝いたします。この「芳友」は2004年県議会議員就任以来、発行26号となりました。

これもひとえに皆様方のご支援の賜物であります。今後も温かいご支援を宜しくお願い申し上げます。

さて、2014年4月は、医療制度改革が始まり、鹿児島県におきましては、多くの政治的課題が山積しております。「鹿児島将来ビジョン」に基づき、「子どもから、お年寄りまで、すべての県民にとって優しく、ぬくもりのある社会」の形成を目指し、まずは、地方に届かないアベノミクスの経済効果を、より地方にも実感できるよう「ローカル(地方の)アベノミクス」として、今後も中小企業の振興について取り組みます。創業や新分野への進出などを旨とする、中小企業の資金繰りの円滑化に努め、地方経済の活性化をめざしてまいります。

就任以来、地域経済の振興や、あらゆる分野において問題提起しながら、伊藤県政のもとで、振興策を計ってまいりました。当初は、鹿児島県県民所得は常に、最下位に近い所でしたが、今年は全国33位まで所得を上げております。この事は、今まで皆様とともに歩んだ成果であります。

また、昨今ますます問題となっている、人口減少につきましましては、雇用・年金等さまざまな問題に関連して、非常に難しい課題をかかえています。子育ての環境をさらに充実し、子供が、のびのびと育つような支援が、必要になってくると思います。今後も各市町村や関係団体等との、連携を図りながら「県子ども・子育て支援事業、支援計画」の策定に向けて尽力していききたいと思います。

「台風 第8号 災害お見舞い申し上げます」

この度の台風により被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げ、1日も早い復旧を心からお祈りいたします。

今夏もまだまだ、暑い日が続く、まだ台風のシーズンがきます、災害のおこりやすい時節で、あります。日頃から、危険箇所や避難場所、避難経路を確認し、災害時には、早めの避難に心がけていただくなど、備えに万全を期していただくようお願い申し上げます。



平成26年 第一回 定例会 一般質問より 平成26年3月5日

◎地域包括ケアについて

【地域の課題や取組の方向性等について】

答弁者（知事）…本県においては、今後とも、高齢化が進行し、支援の必要な後期高齢者の増加が見込まれることから、介護予防の充実・強化・見守り・支え合い活動の促進、高齢者のニーズに対応した医療・介護サービスの提供体制の充実を図るなど、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが課題であると認識している。

このため、市町村が中心となって、地域の医師会や介護事業所、婦人団体等の協力のもと、地域の高齢者支援について、課題把握とその対応策を協議し、地域の実情に応じた地域包括ケアシステム構築を進める必要があると考えている。

今後、県としては、市町村における地域包括ケアシステム構築の取組が円滑に実施されるよう、地域における健康づくりや見守り活動などの自助・互助活動を促進するとともに、関係団体等と連携した在宅医療や医療・介護の多職種が連携した取組を支援する必要があると考えている。

このため、高齢者の地域活動を支援するための高齢者元気度アップ地域活性化事業や市町村における見守り支え合い体制構築のための地域見守りネットワーク支援事業、在宅医療のモデル事業等を通じて、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組を支援してまいりたい。

【認知症対策に係る県の取組及び課題について】

答弁者（保健福祉部長）…認知症対策について、県では、早期診断・早期対応のため、地域包括支援センターとかかりつけ医等との連携による早期受診体制を促進するとともに、専門的な診断や治療等を行う認知症疾患医療センターを8ヶ所設置している。

また、認知症の人や家族への支援として、医療・介護が連携した適切なケアの提供や認知症高齢者の権利擁護等に取り組むとともに、電話相談窓口の設置、家族交流等を活用した情報交換などによる家族介護の負担軽減を図っているところである。

県としては、今後とも、認知症疾患医療センターの未設置圏域への設置の取組を含めた早期診断・早期対応の体制づくりや、適切な医療・介護サービスの提供などによる認知症の人等への支援の充実を図るとともに、認知症に対する一層の理解促進に努める必要があると考えている。

【地域包括ケアシステムの市町村支援について】

答弁者（保健福祉部長）…垂水市における地域包括ケアシステムづくりに向けた取組については、県の補助事業も活用しながら、垂水中央病院を中心に、ICTを活用して市内の医療・介護の事業者間の情報共有を図るとともに、長年在宅医療に取り組んできた医師を招へいし、多職種連携による在宅医療を推進している。また、関係団体や住民等で構成する協議会を立ち上げ、保健・医療・介護等の連携を重視した地域づくりを進めるなど、県内のモデルとなる先進的な取組を行っている。

垂水市においては、これまでの取組をさらに推進するため、現在、保健・医療・介護等の機能を集約した地域包括ケアの中心となる施設の整備が検討されており、今後、その規模や機能等について、協議会において協議されると伺っている。

県としては、その推移を見守りながら必要な助言を行うとともに、どのような支援が可能か検討してまいりたい。



（議会運営委員長に就任し初めての議会運営委員会（6月12日））



◎再質問要旨

垂水市の施設建設に対して何らかの支援ができないのか。再度答弁を。

◎答弁要旨（保健福祉部長）

施設の詳細については、今後、まちづくり協議会の協議を踏まえて検討されるが、お話を伺った範囲では、活用できる既存事業等の有無については、判断できかねる状況である。

ただ、国においても県においても、今後、地域包括ケアシステムの整備は重要な課題と認識しているので、今後、垂水市における施設整備に関する協議の状況等を見守りながら、計画される施設の整備に活用できる国の制度や財源はないが、垂水市とも連携しながら検討してまいりたい。

◎難病対策について

【難病相談・支援センターの取組について】

答弁者（保健福祉部長）…難病相談・支援センターにおいては、平成23年10月の開設以来、難病患者に対する相談機能、生活支援機能、自立支援機能の3つを柱に取り組んでいる。

相談対応については、専門医等が、センター内で対応するとともに、離島を含めた各地域を巡回して対応しており、平成25年の相談件数は、延べ4,372件で、対前年比で約1割強伸びている。

主な相談内容としては、医療費助成に関する相談が最も多く、次いで、専門的な医療機関や福祉支援に関する相談となっている。

また、難病患者の生活支援としては、就労支援のためのセミナーの開催や、難病患者等を支援するボランティアの育成、入院が必要となった場合の難病医療拠点病院等との連携による入院施設の確保を行っている。

さらに、難病患者の自立支援としては、当事者による相談活動や患者・家族交流会など、難病患者団体が主体となつて取り組む交流活動等への支援を行っている。



（宇都たかし参議院議員と南西諸島の安全保障について意見交換（7月4日））

【難病対策の見直しについて】

答弁者（保健福祉部長）…国の難病対策委員会の報告書や、国の説明会等によると、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保と療養生活の質の向上等を図るため、難病対策の見直しの検討が進められている。

主な内容としては、多くの診療科が連携して診断・治療を行える総合型の拠点病院や、特定の領域で専門的な診断・治療を行える領域型の拠点病院を確保するなど、新たな難病医療提供体制を整備するとともに、医療費助成について、患者数や客観的な診断基準の有無などに基づく対象疾患の拡大や、患者の負担割合の軽減、所得に応じた負担限度額の設定など、公平・安定的な仕組みを構築するほか、障害福祉サービスの対象疾患の拡大なども進めていくとされている。

現在、難病対策の見直しに係る法案が国会に提出されるとともに、国において、制度の詳細等について検討が行われているところであり、県としては、国の動向を踏まえながら、難病対策の見直しに対応してまいりたい。

◎豚流行性下痢（PED）対策について

【豚流行性下痢対策について】

答弁者（農政部長）…県では、豚流行性下痢の感染の原因や経路を究明し、感染拡大防止の有効な防疫対策を検討するため、疫学調査を行ったところ、①農場やと畜場での車両消毒が不十分であったこと、②豚や飼料の搬入・出荷時における農場内専用の長靴等の使用が徹底されていなかったこと、③野生動物の畜舎内への侵入防止対策が不十分であったことなどの問題点が確認された。

これらの問題点を踏まえ、県としては、全養豚農家における防疫対策の実施状況を確認し、必要に応じて飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに、肉豚の出荷先であると畜場や、養豚農場への出入りが頻繁な運送会社などの畜産関連業者に対しても、車両等の消毒徹底について協力を要請するなど、まん延防止を図っている。

また、農家の防疫意識の高揚を図りながら、地域ぐるみで一体となって防疫対策に取り組むことが効果的であることから、今回の豚流行性下痢の発生を契機に、生産者を中心とした防疫組織の設立を促進し、現在、伊佐市や出水市において、防疫組織が新たに設立されたところである。

さらに、発生件数の多かった肝付地域の市町村においては、道路への薬剤散布や農家への消毒薬の配布、共同の家畜ふん尿処理施設に出入りする車両消毒の強化などに取り組んでいるところである。

なお、消毒ポイントを設けて車両の消毒を行うことは、まん延防止対策の一つであると考えられるが、今回の発生は、養豚密集地域に概ね限定的に見られたことから、県としては、疫学調査の結果等を踏まえ、①農場入口での消毒徹底など飼養衛生管理基準の遵守、②まん延リスクの高い、と畜場など畜産関連業界の防疫強化、③地域ぐるみでの防疫体制の構築・強化が最も重要と考え取り組んできたところである。

今後とも、家畜保健衛生所を中心に市町村や関係業界などとも連携しながら、早期終息に努めてまいりたい。

なお、関連業者の防疫協定については、口蹄疫等のいわゆる法定伝染病の対応を迅速に進めるために協定を結んだところであり、今回の場合は法定伝染病ではなかったことから、特段の対応をお願いしていないところである。

このため、今回は、市町村や関係機関・団体とも連携しながら、消毒薬の配布、道路消毒などの対応を取りながら、発生防止、まん延防止に努めているところである。